

第1章 計画の策定について

1 計画策定の目的

燕市では、高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画において「高齢者が住み慣れた地域で、快適な生活が営めるよう、総合的な福祉の増進に努めます。」という基本理念を定め、在宅サービス、施設サービス、さらに地域密着サービスの供給体制を段階的に整備してきました。

今後の高齢者をとりまく状況についてみると、総人口が減少していくと予想されるなかで、ますますひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加していきます。加えて、平成27年には団塊の世代（戦後の昭和22年から24年までのベビーブームに生まれた世代）といわれる人たちが、すべて65歳以上となる節目の年であり、高齢化率が急激に増加する時期が目前にせまっています。

一方で、これから高齢期を迎える人たちは、経済成長のもと多くの選択肢のある生活を送ってきた世代であり、心身ともに若さを保ちながら、単に支援される存在ではなく、意欲を持って社会に活躍し続ける人も多くなると考えられます。

高齢者が支援や介護が必要となっても、それぞれの持てる力を活かしながら安心して生活できる環境づくりを進めることが重要となっています。

介護保険制度は、高齢者介護を社会全体で支える仕組みとして定着してきておりますが、高齢者の生活を支えるためには、介護保険サービスだけでは十分ではありません。

第5期介護保険事業計画策定にあたり、国は「地域包括ケアシステムの確立」を理念として掲げています。

この「地域包括ケア」は、可能な限り住み慣れた地域において継続して住み続けることができるよう「医療」「介護」「*介護予防」「住まい」並びに「見守り・配食・買い物などの多様な生活支援サービス」や「権利擁護」のための事業などを、日常生活の場において、有機的かつ一体的に提供していくという考え方です。このことを踏まえ、サービス事業者・地域・行政がこれまで以上に連携し、高齢者の生活を支えていくことが求められています。

本計画は、このような変化に対応できるように、『燕市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画』を見直し、様々な課題を解決していくために、市民、事業者と行政が協働して取り組みを進めていきます。

*印は資料編の用語解説参照。

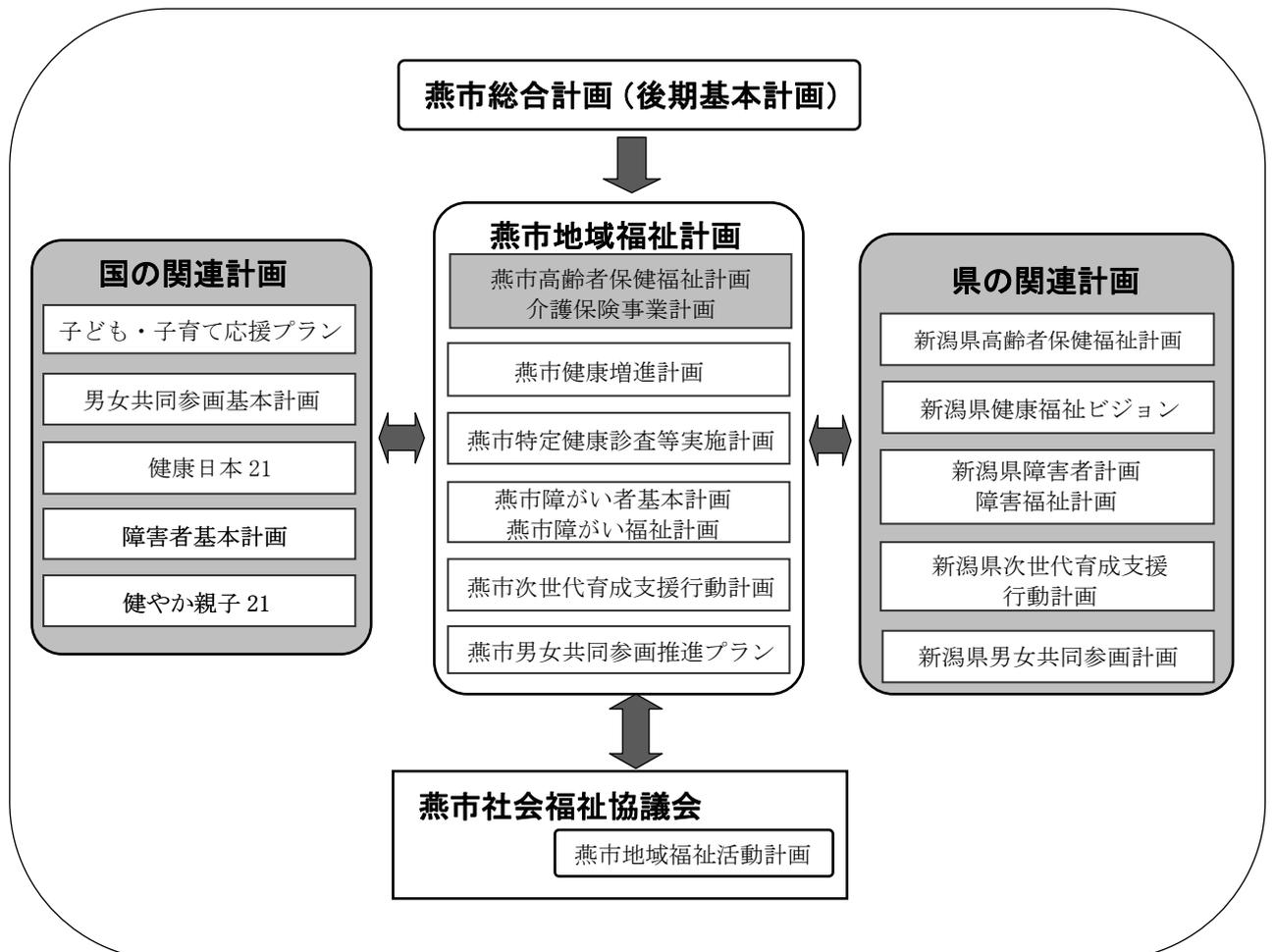
2 計画の位置づけ

燕市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画は、「燕市総合計画（後期基本計画）」の基本構想を基本とし、高齢者に対する保健福祉分野に関する燕市の指針をとりまとめるものです。また、燕市地域福祉計画並びに関連計画として*特定健康診査等実施計画などの保健関連計画、障がい者基本計画・障がい福祉計画、次世代育成支援行動計画の福祉関連計画等との整合性を図っています。

『高齢者保健福祉計画』は老人福祉法第20条の8に基づき策定しています。

『介護保険事業計画』は、介護保険法第117条第1項に基づいた計画であり、高齢者保健福祉計画の一部として位置づけられ、両計画は一体的に策定されています。

計画の位置づけ



3 計画期間

計画期間は、平成24年度（2012年度）から、平成26年度（2014年度）までの3年計画とします。

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27～29 年度	平成 30～32 年度
第5期計画期間			第6期計画期間	第7期計画期間
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 平成 26 年度見直し			高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 平成 29 年度見直し	高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 平成 32 年度見直し

4 計画の策定体制

本計画は、福祉課が事務を担当し、保健、医療及び福祉の関係者、学識経験者並びに被保険者代表の15名で構成する燕市介護保険運営協議会において、現状の確認など、審議・検討を通してまとめ、県との調整を行っています。

また、被保険者の市民を中心に、高齢者保健福祉サービス、介護保険サービスに関する利用意向や希望するサービスを把握するため、高齢者保健福祉と介護保険に関する調査及び*日常生活圏域ニーズ調査を実施し、市民の要望・意見を収集しました。

計画の策定体制

